

東京国税局事務分掌規則

| 平成13年 1月 9日 訓令 第1号 | | | |
|-----------------------|-------------|----|------|
| 改正 | 平成14年 1月16日 | 訓令 | 第 1号 |
| 改正 | 平成15年 1月16日 | 訓令 | 第 1号 |
| 改正 | 平成15年12月26日 | 訓令 | 第21号 |
| 改正 | 平成16年11月 1日 | 訓令 | 第 8号 |
| 改正 | 平成17年12月22日 | 訓令 | 第12号 |
| 改正 | 平成18年10月18日 | 訓令 | 第10号 |
| 改正 | 平成19年 9月14日 | 訓令 | 第 6号 |
| 改正 | 平成20年12月 4日 | 訓令 | 第10号 |
| 改正 | 平成21年 7月 8日 | 訓令 | 第 5号 |
| 改正 | 平成22年 1月 4日 | 訓令 | 第 1号 |
| 改正 | 平成22年 7月 6日 | 訓令 | 第 9号 |
| 改正 | 平成23年 7月 7日 | 訓令 | 第 4号 |
| 改正 | 平成24年 7月 5日 | 訓令 | 第 5号 |
| 改正 | 平成25年 1月 8日 | 訓令 | 第 1号 |
| 改正 | 平成25年 6月27日 | 訓令 | 第 5号 |
| 改正 | 平成25年 7月 5日 | 訓令 | 第14号 |
| 改正 | 平成26年 7月 1日 | 訓令 | 第 5号 |
| 改正 | 平成26年10月 1日 | 訓令 | 第19号 |
| 改正 | 平成27年 7月 1日 | 訓令 | 第10号 |
| 改正 | 平成27年10月 1日 | 訓令 | 第11号 |
| 改正 | 平成28年 4月 1日 | 訓令 | 第 2号 |
| 改正 | 平成28年 7月 4日 | 訓令 | 第 4号 |
| 改正 | 平成29年 1月10日 | 訓令 | 第 1号 |
| 改正 | 平成29年 7月 4日 | 訓令 | 第 5号 |
| 改正 | 平成30年 3月30日 | 訓令 | 第 3号 |
| 改正 | 平成30年 6月29日 | 訓令 | 第 6号 |
| 改正 | 令和 元年 6月28日 | 訓令 | 第 8号 |
| 改正 | 令和 2年 7月 1日 | 訓令 | 第 5号 |
| 改正 | 令和 3年 7月 6日 | 訓令 | 第 7号 |
| 改正 | 令和 4年 7月 5日 | 訓令 | 第 2号 |
| 改正 | 令和 5年 7月 3日 | 訓令 | 第 2号 |
| 改正 | 令和 6年 7月 3日 | 訓令 | 第 2号 |

東京国税局事務分掌規則

目 次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 国税局に共通して置かれる職（第2条—第3条）
- 第3章 総務部（第4条—第9条）
- 第4章 情報システム部（第10条—第10条の2）
- 第5章 課税第一部（第11条—第12条）
- 第6章 課税第二部（第13条—第16条）
- 第7章 徴収部（第17条—第21条）
- 第8章 調査第一部（第22条—第24条）
- 第9章 調査第二部、調査第三部及び調査第四部（第25条）
- 第10章 査察部（第26条—第27条）

別 表

第1章 総 则

（目的）

第1条 この訓令は、財務省組織規則（平成13年財務省令第1号。以下「組織規則」という。）及び国税庁事務分掌規則（平成13年国税庁訓令第1号。以下「府訓令」という。）を施行するため、国税局の事務分掌その他組織の細目を定めることを目的とする。

第2章 国税局に共通して置かれる職

（国税局に置かれる課長補佐及び専門職の定数）

第2条 東京国税局の各部課室等に置かれる課長補佐及び専門職の定数は、別表1に掲げるところとする。

（同一の課・部門等に複数置かれる総括主査及び主査の職務）

第3条 同一の課、室、資産評価官、統括国税実査官、統括国税調査官、納税管理官、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官、統括国税徴収官、特別国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官の下に複数置かれる総括主査及び主査は、部長の承認を経て課長、室長、資産評価官、統括国税実査官、統括国税調査官、納税管理官、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官、統括国税徴収官、特別国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官の定めるところにより、重要な事項を処理する。

第3章 総 務 部

第1節 総務部に置かれる職

（税理士監理官の職務）

第4条 税理士監理官は、命を受けて、税理士制度の運営に関する事務のうち重要な専門的な事項を処理する。

（人事調査官の職務）

第5条 人事調査官は、命を受けて、国税局及び税務署の職員の職階、任免、給与及び懲戒その他人事に関する事務のうち重要な専門的な事項を処理する。

第2節 総務課

(総務第3係の所掌事務)

第6条 総務第3係は、庁訓令第186条第1項第2号及び第187条第3号に掲げる事務のうち総務部長の承認を経て課長の定める事務をつかさどる。

第3節 企画課

(企画第4係の所掌事務)

第7条 企画第4係は、業務センター室（分室を含む。）の設置等に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(統括国税管理官の所掌事務)

第7条の2 統括国税管理官は、組織規則第552条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第8号並びに第553条第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第554条第5号に掲げる事務をつかさどる。

2 統括国税管理官のうち局長があらかじめ指定した1人は、前項に掲げる事務を行はるほか、局長の定める分担に従い、自らが所属する分室の各統括国税管理官の事務を統括する。

第4節 情報システム課

(システム企画第1係及びシステム企画第2係の所掌事務)

第8条 システム企画第1係は、情報システム（国税総合管理システム（以下「KSKシステム」という。）、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）及び国税庁局LAN・WANシステムのうち、情報システム運用課が所掌する機器に関する事務に係るものを除く。次項において同じ。）の運用方式及び機器の管理に関する事務並びに情報システムの機器の操作に関する事務をつかさどる。

2 システム企画第2係は、情報システムによる事務処理に係る入力及び出力の資料の收受及び発送に関する事務並びに周辺機器の操作に関する事務並びに磁気媒体及び帳票等の保管に関する事務並びに情報システム及びデータ活用に係る支援に関する事務をつかさどる。

第5節 情報処理管理官

(情報処理管理官の事務の分担)

第9条 各情報処理管理官は、別表2に定める区分に従い組織規則第464条各号に掲げる事務を分掌する。

第4章 情報システム部

第1節 情報システム運用課

(システム監理第1係、システム監理第2係、システム企画第1係、システム企画第2係、システム企画第3係及びシステム企画第4係の所掌事務)

第10条 システム監理第1係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 情報システム（KSKシステム、e-Tax、免税販売管理システム、適格請求書発行事業者公表システム及びKSK2（業務システムを除く。）並びに国税庁局LAN・WANシステム及びOAセンターシステム（各国税局等に設置する機器に関する事務を除く。）に係るものに限る。以下同じ。）に係る機器の操作及び管理並びにデータの管理の統括に関する事務。

- (2) 前号に掲げるもののほか、情報システム運用課の所掌事務で他の所掌事務に属しないものに関すること。
- 2 システム監理第2係は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 情報システムに係る情報セキュリティに関する事務
 - (2) データ活用に係る重要な専門的事項の実施に関する事務
 - (3) 情報通信技術や情報処理に係る職員の育成に関する事務
- 3 システム企画第1係は、情報システムのうちKSKシステムに係るシステム運用機能に関する事務をつかさどる。
- 4 システム企画第2係は、情報システムのうちe-Tax及び適格請求書発行事業者公表システムに係るシステム運用機能に関する事務をつかさどる。
- 5 システム企画第3係は、情報システムのうち国税庁局LAN・WANシステム及びOAセンターシステムに係るシステム運用機能並びに情報システムに係るネットワークの運用管理に関する事務をつかさどる。
- 6 システム企画第4係は、情報システムのうち免税販売管理システムに係るシステム運用機能及び情報システムに係る機器の管理に関する事務をつかさどる。

第2節 情報処理管理官

(情報処理管理官の事務の分担)

第10条の2 各情報処理管理官は、別表3に定める区分に従い組織規則第444条の2各号に掲げる事務を分掌する。

第5章 課 税 第一部

第1節 個人課税課

(監理第1係、監理第2係、監理第3係、監理第4係、監理第5係、監理第6係及び監理第7係の所掌事務)

第11条 監理第1係は、所得税等（所得税及び復興特別所得税（山林所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第32条第1項に規定する山林所得をいう。）及び譲渡所得（所得税法第33条第1項に規定する所得をいう。）並びに所得税法第2条第1項第45号に掲げる源泉徴収に係る所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第6条第15号に掲げる源泉徴収に係る復興特別所得税を除く。以下同じ。）並びに個人事業者の資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいい、同項第8号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（同法第4条第1項に規定する特定仕入れをいう。以下同じ。）に係る消費税）の賦課に関する事務のうち、所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事務（課税総括課及び他係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 監理第2係は、所得税等の賦課に関する事務のうち、情報システムによる所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の運営についての企画及び立案に関する事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 監理第3係は、次に掲げる事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 個人の青色申告の普及、育成等の事務並びに所得税等の記帳指導に関する事務の指導及び監督に関すること。
- (2) 国税局の所掌事務に係る地方公共団体や関係民間団体との調整に関すること。

4 監理第4係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所得税等の課税標準の調査並びに所得税等に関する検査並びに犯則事件の調査及び

処分に関する事務（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（24年大蔵省令第49号）で定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関する事務（他課及び他係の所掌に属するものを除く。）に関すること。

- (2) 農業所得（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第63条第1号に掲げる「農業」から生ずる所得をいう。）の賦課に関すること。
 - (3) 調査困難と予想される者に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。
- 5 監理第5係は、次に掲げる事務（他課の所掌に関するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 4項に掲げる事務のうち、所得税等の調査に関する事務の事案選定及び企画・立案に関すること。
 - (2) 4項に掲げる事務のうち、調査困難な者その他これに類するものに関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。
 - (3) 所得税等の賦課に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。
- 6 監理第6係は、1項、2項及び3項に掲げる事務のうち、所得税等の確定申告に関する事務をつかさどる。
- 7 監理第7係は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 4項に掲げる事務のうち、特別国税調査官が行う調査等に関する事務並びに海外取引に係る調査等に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。
 - (2) 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。
 - (3) 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）で国税局長が個人課税課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

第2節 資産課税課

（監理第1係、監理第2係、監理第3係、監理第4係及び監理第5係の所掌事務）

第12条 監理第1係は、相続税等（相続税、贈与税、地価税、登録免許税及び財産税をいう。以下同じ。）及び譲渡所得等に係る所得税等（山林所得及び譲渡所得に係る所得税及び復興特別所得税並びにこれらの所得の基となる資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税をいう。以下同じ。）の賦課に関する事務のうち、相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事務（課税総括課及び課税第一部機動課並びに他係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 2 監理第2係は、次に掲げる事務（他課及び他係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務（調査査察部等の省令に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。
 - (2) 登録免許税の賦課に関する事務のうち、登録免許税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の指導及び監督に関すること。
 - (3) 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基となる資産に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要

な調査に關すること。

- (4) 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基団となる資産に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）で、国税局長が資産課税課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。
- 3 監理第3係は、相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する事務のうち、情報システムによる相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の運営についての企画及び立案に関する事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 4 監理第4係は、次に掲げる事務（他課並びに監理第3係及び監理第5係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 第1項及び第2項第1号に掲げる事務のうち、地価税及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4及び同法第70条の6、同法第70条の7及び同法第70条の7の2に規定する納税の猶予に關すること（調査査察部等の省令に定めるものを除く。）。
 - (2) 第1項に掲げる事務のうち、専門的な事項に關すること。
- 5 監理第5係は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する資料及び情報の収集に關すること。
 - (2) 第2項第1号に掲げる事務のうち、事案選定及び調査企画並びに海外取引及び海外にある資産に係るものに關すること（調査査察部等の省令に定めるもの並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

第6章 課 稅 第 二 部

第1節 法人課税課

（監理第1係、監理第2係、監理第3係、監理第4係、国際係、審査指導第1係、審査指導第2係及び国際審理係の所掌事務）

第13条 監理第1係は、次に掲げる事務（課税総括課及び他係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 法人税（法人に対する再評価税、地方法人税及び復興特別法人税を含む。以下同じ。）の賦課に關する事務のうち、法人税に係る課税標準又は税額の決定に關する事務の管理に關すること。
- (2) 法人税等（法人税及び法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税をいう。以下同じ。）の課税標準の調査並びに法人税等に關する検査並びに犯則事件の調査及び処分に關する事務（調査査察部等の省令に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 外国との租税に關する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人に關するものに限る。）に關する調査（報告事項の提供に關するものを除く。）及び文書の送達に關する事務（調査査察部等の省令に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査に關すること。
- (4) 外国との租税に關する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人に關するものに限り、調査査察部等の省令に定めるものを除く。）に關する調査（報告事項の提供に關するものを除く。）で、国税局長が法人課税課において調査させる必要があると認め

- たものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。
- 2 監理第2係は、次に掲げる事務（課税総括課並びに監理第3係、監理第4係及び国際係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の賦課に関する事務のうち、法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。
- (2) 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の課税標準の調査並びに法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務（調査査察部等の省令に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査及び検査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 監理第3係は、第1項第2号から4号及び第2項第2号に掲げる事務のうち特に専門的な処理を要するものに関する事務（調査査察部等の省令に定めるもの及び他課の所掌に関するものを除く。）をつかさどる。
- 4 監理第4係は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 第1項第2号から4号までに掲げる事務のうち調査困難なものその他これに類するものに関すること（調査査察部等の省令に定めるもの及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 法人税等の賦課に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。
- 5 国際係は、第1項第2号から4号までに掲げる事務のうち国際課税に関する事務（調査査察部等の省令に定めるもの及び他課の所掌に関するものを除く。）をつかさどる。
- 6 審査指導第1係は、法人税等の課税標準の調査並びに法人税等に関する検査並びに犯則事件の調査及び処分に係る処分の適法性の審査に係る事務（調査査察部等の省令に定めるもの、他課及び統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）の指導及び監督に関すること（技術係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 7 審査指導第2係は、次に掲げる事務（統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 租税特別措置法第六十七条の二（特定の医療法人の法人税率の特例）に規定する法人税率の特例の承認等に関すること。
- (2) 法人税法第六十四条の九（通算承認）に規定する通算制度の適用の承認等に関すること。
- 8 国際審理係は、次に掲げる事務（調査査察部等の省令に定めるもの、他課及び統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 第6項に掲げる事務のうち国際課税に関する事務
- (2) 第6項に掲げる事務のうち、課長が必要と認めた事項に関する事務

第2節 消費税課

（消費税第1係、消費税第2係及び消費税第3係の所掌事務）

- 第14条 消費税第1係は、消費税の賦課に関する事務のうち、消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の調整に関する事務（消費税第3係及び軽減税率・インボイス制度係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 2 消費税第2係は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 消費税の賦課に関する統計の総括に関すること。
- (2) 消費税の賦課に関し、必要な経済調査を行うこと。
- (3) 消費税課の所掌事務に係る地方公共団体及び税務に関する民間の団体との協調に関すること。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、消費税の賦課に関する事務のうち、消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務で、他の所掌に属しないものに関すること。
- 3 消費税第3係は、消費税の賦課に関する事務のうち、消費税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の調整に関する事務（軽減税率・インボイス制度係の所掌に属するものを除く。）で、個人事業者及び法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の課税標準の調査に係るものにつかさどる。

第3節 統括国税調査官 (統括国税調査官の事務の分担)

第15条 各統括国税調査官は、別表4に定める区分に従い、組織規則第481条に掲げる事務を分掌する。

第4節 酒類業調整官 (酒類業調整官の職務)

第16条 酒類業調整官は、命を受けて、組織規則第475条第1項第7号及び第8号に掲げる事務のうち重要な専門的事項を処理する。

第7章 徴 収 部

第1節 管理運営課

(監理第1係、監理第2係、監理第3係、監理第4係、監理第5係及び監理第6係の所掌事務)

第17条 監理第1係は、次に掲げる事務（徴収課、徴収部機動課及び納税管理官並びに他係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 内国税の徴収に関する事務の管理に関すること。
- (2) 内国税の徴収に関する事務の指導及び監督に関すること。
- (3) 内国税の還付に関すること。
- (4) 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものに関すること。

2 監理第2係は、次に掲げる事務（徴収課、徴収部機動課及び会計課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 現金出納事務（現金出納官吏の任免を含む。）に関すること。
- (2) 計算証明事務に関すること。
- (3) 前1、2号に掲げる事務に関する法令の適用に関すること。
- (4) 内国税の徴収及び還付に係る報告に関すること。
- (5) 内国税収入の概算に関すること。
- (6) 国税収納金整理資金の決算に関すること。
- (7) 税外諸収入の徴収に関すること。

3 監理第3係は、次に掲げる事務（徴収課及び徴収部機動課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 内国税の徴収に関する事務のうち、合理化及び機械化に関すること。
- (2) 内国税の賦課に関する資料及び情報に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものに関すること。
- (3) 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理に関すること。

4 監理第4係は、内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決

定に関するもの以外の事務のうち、発送等の事務の指導及び監督に関する事務をつかさどる。

5 監理第5係は、次に掲げる事務（徴収課及び徴収部機動課並びに納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) 内国税の徴収及び還付に関する法令の解釈及び適用に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 相続税の物納、相続税及び贈与税の延納並びに所得税法及び租税特別措置法の規定による納税の猶予に関すること。

(3) 国税通則法（昭和37年法律第66号）第43条第3項の規定により国税局長が引継ぎを受けた相続税及び贈与税の延納並びに相続税の物納に関すること。

6 監理第6係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 納税貯蓄組合に関すること。

(2) 納税表彰式等各種表彰に関すること。

第2節 徴収課

（指導第1係、指導第2係、指導第3係、指導第4係及び指導第5係の所掌事務）

第18条 指導第1係は、次に掲げる事務（徴収部機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、徴収部国税訟務官室、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) 内国税の滞納処分、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分等」という。）に関する事務の管理に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 第3項に掲げる事務のうち、徴収部長の承認を経て課長が特に指導第1係において行うことが必要と認めた事項に関すること。

2 指導第2係は、次に掲げる事務（徴収部機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、徴収部国税訟務官室、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) 滞納処分等に関する事務のうち機械化に関すること。

(2) 次項に掲げる事務のうち、徴収部長の承認を経て課長が特に指導第2係において行うことが必要と認めた事項に関すること。

3 指導第3係及び指導第4係は、徴収部長の承認を経て課長の定めるところにより、次に掲げる事務（徴収部機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、徴収部国税訟務官室、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) 滞納処分等に必要な調査及び検査、捜索に関する事務の指導及び監督に関すること。

(2) 保険料等の徴収（組織規則第489条第9号に掲げる事務をいう。）に関すること。

(3) 外国との租税に関する協定の実施のため行う外国の租税の徴収（組織規則第489条第7号に掲げる事務をいう。）に関すること。

4 指導第5係は、次に掲げる事務（徴収部機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、徴収部国税訟務官室、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) 滞納処分等に関する法令の適用に関すること。

(2) 滞納処分等に係る不服申立て及び訴訟に関すること。

(3) 訴訟（滞納処分等に係るものに限る。）に係る滞納処分の執行に関すること

(4) 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

(5) 滞納処分等に関する事務のうち差押財産の換価及び公売財産の評価に関すること。

- (6) 前項に掲げる事務のうち、徴収部長の承認を経て課長が特に指導第5係において行うことが必要と認めた事項に関すること。

第3節 特別国税徴収官及び特別機動国税徴収官 (特別国税徴収官の事務の分担)

第19条 各特別国税徴収官は、局長の承認を経て部長が定めるところにより、組織規則第494条各号に掲げる事務（特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、特別機動国税徴収官及び徴収部国税訟務官室の所掌に属する事務を除く。）を分掌する。

(特別機動国税徴収官の事務の分担)

第20条 各特別機動国税徴収官は、局長の承認を経て部長が定めるところにより、組織規則第494条の2に掲げる事務を分掌する。

第4節 統括国税徴収官

(統括国税徴収官の事務の分担)

第21条 各統括国税徴収官は、別表5に定める区分に従い、組織規則第495条各号に掲げる事務（特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、徴収部国税訟務官室、特別国税徴収官及び特別機動国税徴収官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

第8章 調査第一部

第1節 調査審理課

（審理第1係、審理第2係、審理第3係、審理第4係、審理第5係及び審理第6係の所掌事務）

第22条 審理第1係は、次に掲げる事務（主任国際調査審理官及び国際調査審理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 調査審理課の所掌事務の総括に関すること。
 - (2) 調査査察部等の省令第1項第1号から第4号までに規定する法人に係る調査又は検査の結果の審理に関すること（調査第一部長の承認を経て課長が審理第1係に所掌させると定めたものに限る。）。
 - (3) 前号に掲げる事務に関し、調査第一部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、調査審理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 審理第2係、審理第3係、審理第4係、審理第5係及び審理第6係は、次に掲げる事務（主任国際調査審理官及び国際調査審理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 調査査察部等の省令第1項第1号から第4号までに規定する法人に係る調査又は検査の結果の審理に関すること（調査第一部長の承認を経て課長が審理第2係、審理第3係、審理第4係、審理第5係及び審理第6係に所掌させると定めたものに限る。）。
 - (2) 前号に掲げる事務に関し、調査第一部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること。

第2節 特別国税調査官 (特別国税調査官の事務の分担)

第23条 各特別国税調査官は、局長の承認を経て部長が定めるところにより、組織規則第514条各号に掲げる事務（調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

第3節 統括国税調査官

(統括国税調査官の事務の分担)

第24条 各統括国税調査官は、別表6に定める区分に従い、組織規則第514条各号に掲げる事務（調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

なお、調査第一部長が特に必要と認めた場合には、別表6に定める区分によらないことができるものとする。

第9章 調査第二部、調査第三部及び調査第四部

(統括国税調査官の事務の分担)

第25条 各統括国税調査官は、別表7から別表9までに定める区分に従い、組織規則第514条各号に掲げる事務（調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、調査第一部統括国税調査官、特別国税調査官及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

なお、局長が特に必要と認めた場合には、別表7から別表9までに定める区分によらないことができるものとする。

第10章 査 察 部

第1節 特別国税査察官

(特別国税査察官の事務の分担)

第26条 各特別国税査察官は、局長が別に指定する地域において、組織規則第516条第1項各号に掲げる事務のうち局長が必要があると認めた特定の事務を分掌する。

第2節 統括国税査察官

(統括国税査察官の事務の分担)

第27条 各統括国税査察官は、別表10に定める区分に従い、組織規則第516条第1項各号に掲げる事務（査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察情報戦略課、査察国際課及び特別国税査察官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

附 則

この訓令は、平成13年1月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この訓令は、平成14年1月16日から施行し、平成13年7月10日から適用する。

附 則

この訓令は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年1月4日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成22年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年1月8日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 4年 7月 11日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 5年 7月 10日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 6年 7月 10日から施行する。

別表1

課長補佐及び専門職の定数

| 区分 部課名 | 税務 相談官 | 納税者支援 調整官 | 課長補佐 | 税務分析 専門官 | 研修 専門官 | 税理士 専門官 | 税務情報 専門官 | 人事 専門官 | 会計 専門官 | 営繩 監査官 | 庫生 技術官 | 国税広報 専門官 | 税務事務 専門官 | 連絡 調整官 |
|-----------|-----------|--------------|------|-------------|-----------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 税務部 | 総務課 | | | 7 | | | 10 | 1 | | | | | | |
| | 人事第一課 | | | 5 | | | | | 4 | | | | | 1 |
| | 人事第二課 | | | 1 | | 1 | | | 4 | | | | | 1 |
| | 考査課 | | | 2 | | | | | 3 | | | | | 1 |
| | 会計課 | | | 3 | | | | | | 2 | | | | 1 |
| | 企画課 | | | 2 | 内2 | 4 | | | | | | | | |
| | 業務センター室 | | | | | | | | | | | | | 22 |
| | 厚生課 | | | 3 | | | | | | | | 6 | | |
| | 情報システム課 | | | 2 | 内2 | 5 | 1 | | | | | | | |
| | (削除) | | | | | | | | | | | | | |
| | (削除) | | | | | | | | | | | | | |
| | 情報処理管理官 | | | | 内2 | 9 | | | | | | | | |
| 税務部 | 税務相談室 | 内35 | 145 | 15 | 1 | | | | | | | | | |
| | 国税広報広聴室 | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| | 営繩監理官 | | | | 2 | | | | | | | 2 | | |
| | 計 | 内35 | | | 内6 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 145 | 15 | 29 | 18 | 2 | 10 | 1 | 11 | 2 | 2 | 6 | 1 | 4 | 22 | |

| 区分 部課名 | 課長補佐 | 税務分析 専門官 |
|-----------|-----------|-------------|
| 情報システム部 | 情報システム開発課 | 2 |
| | 情報システム運用課 | 1 |
| | 情報処理管理官 | 内8 38 |
| 計 | 内11 | 42 |

| 区分 部課名 | 国税 松務官 | 課長補佐 専門官 | 実務指導 専門官 | 情報技術 専門官 | 国際税務 専門官 | 消費税 専門官 | 記帳指導 専門官 | 審理 専門官 | 税務事務 専門官 | 連絡 調整官 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 課税一部 | 課税総括課 | | 2 | 1 | | | | | | 1 |
| | 資料総括課 | | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| | 統括国税実査官 | | | | 7 | 11 | 1 | | 1 | |
| | 審理課 | | 1 | | | | | | 1 | 1 |
| | 個人課税課 | | 5 | 3 | 1 | 1 | | 1 | | 1 |
| | 資産課税課 | | 4 | 1 | | 1 | | | 2 | 1 |
| | 機動課 | | | 1 | | | | | | |
| | 資料調査第一課 | | 1 | | | 1 | | 1 | | |
| | 資料調査第二課 | | | | | 1 | | 1 | | |
| | 資料調査第三課 | | | | | 3 | | 1 | | |
| | 国税松務官室 | 内8 | 22 | 1 | | | | | 6 | 1 |
| | 計 | 内8 | 22 | 15 | 7 | 9 | 18 | 1 | 1 | 5 |

| 区分 部課名 | 課長補佐 専門官 | 実務指導 専門官 | 情報技術 専門官 | 国際税務 専門官 | 源泉納付指導 専門官 | 審理 専門官 | 酒類業振興 専門官 | 酒類取引 専門官 | 連絡 調整官 | | |
|-----------|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|--------------|-------------|-----------|---|---|
| 課税二部 | 法人課税課 | 7 | 5 | 1 | 5 | 5 | | | 1 | | |
| | 消費税課 | 4 | 1 | | | 1 | | | 1 | | |
| | 調査第1・2部門 (間接諸税担当) | | | 1 | | | | | | | |
| | 資料調査第一課 | 1 | | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | |
| | 資料調査第三課 | | | | 2 | | | | | | |
| | 酒税課 | 2 | | | | | 1 | | 1 | | |
| | 酒類業調整官 | | | | | | | 1 | 1 | | |
| | 計 | | 14 | 8 | 4 | 8 | 5 | 2 | 1 | 1 | 4 |

| 区分 部課名 | 国税 訟務官 | 課長補佐 室長補佐 | 実務指導 専門官 | 国際税務 専門官 | 管理 監査官 | 納税 専門官 | 審理 専門官 | 納税催告 専門官 | 評価公亮 専門官 | 連絡 調整官 |
|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 徵收部 | 管理運営課 | | 4 | 5 | | 3 | | | | 1 |
| | 納税管理官 | | | | | | 9 | | | |
| | 徵收課 | | 3 | 2 | | | | 1 | | 1 |
| | 国税訟務官室 | 内2 | 7 | | | | | | | 1 |
| | 機動課 | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 特別整理統括第一課 | | 2 | | | | | | | |
| | 特別整理統括第二課 | | | | | | | | 9 | |
| | 特別国税徵收官 | | | | 2 | | | | | |
| | 計 | 内2 | 7 | 9 | 7 | 2 | 3 | 9 | 1 | 9 |
| | | | | | | | | | | 5 |

| 区分 部課名 | 課長補佐 専門官 | 実務指導 専門官 | 情報技術 専門官 | 国際税務 専門官 | 国際調査 審理官 | 国際情報 審理官 | 連絡 調整官 | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|----|
| 調査第一部 | 調査管理課 | 2 | 6 | | | | 1 | |
| | 広域情報管理課 | 2 | | 3 | 1 | | 1 | |
| | 調査統括課 | 2 | | | | | 1 | |
| | 調査審理課 | 2 | | | 6 | | 1 | |
| | 国際調査管理課 | 2 | | 10 | | | 1 | |
| | 国際調査課 | 1 | | 10 | | | 1 | |
| | 事前確認審査課 | 1 | | 17 | | 4 | | |
| | 調査開免課 | 1 | 23 | | | | 1 | |
| | 統括国税調査官 | | | 43 | | | | |
| | 特別国税調査官 | | | | | | | |
| | 計 | 13 | 6 | 26 | 81 | 6 | 4 | 7 |
| 調査第二部 | 調査統括課 | 2 | | | | | 1 | |
| | 計 | 2 | | | | | 1 | |
| 調査第三部 | 調査統括課 | 2 | | | | | 1 | |
| | 計 | 2 | | | | | 1 | |
| 調査第四部 | 調査統括課 | 2 | | | | | 1 | |
| | 計 | 2 | | | | | 1 | |
| | 調査部合計 | 19 | 6 | 26 | 81 | 6 | 4 | 10 |

| 区分 部課名 | 課長補佐 専門官 | 実務指導 専門官 | 查 索 審理官 | 査 索 専門官 | 国際 専門官 | 査 索 専門官 | 査 索 専門官 | 国際 専門官 | 査 索 専門官 | 連絡 調整官 |
|-----------|-------------|-------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 查察部 | 查察管理課 | 2 | 2 | | | | | | | 1 |
| | 查察統括第一課 | 1 | | | | | | 2 | 2 | |
| | 查察統括第二課 | 1 | | | | | 4 | | | |
| | 查察広域課 | 1 | | | | | 4 | | | |
| | 資料情報課 | 1 | | | | | | | | |
| | 查察審理課 | 1 | | 5 | | | | | | |
| | 查察開免課 | 1 | | | 3 | | | | | |
| | 查察情報戦略課 | | | | 2 | | | | | |
| | 查察国際課 | 1 | | | | 4 | | | | |
| | 計 | 9 | 2 | 5 | 5 | 4 | 8 | 2 | 2 | 1 |

- (注) 1 総務部の企画課、情報システム課、情報システム部の情報システム開発課、情報システム運用課及び情報処理管理官の内書きは、主任税務分析専門官である。
- 2 総務部の税務相談室の内書きは、主任税務相談官である。
- 3 課税第一部及び徵收部の国税訟務官室の内書きは、主任国税訟務官である。

別表2 総務部情報処理各部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|--------------|---|
| 情報処理 第1部門 | 国税局及び税務署に設置したパソコンを利用したネットワークシステム（局WAN）の運用管理に関する事務 |
| 情報処理 第2部門 | 1 資料情報システム等の運用管理に関する事務 2 情報システムに係るプログラム作成・設計及び運用管理に関する事務（KSKシステム、e-Tax、免税販売管理システム、適格請求書発行事業者公表システム及び国税庁局LAN・WANシステムのうち、情報システム運用課が所掌する機器に関する事務を除く。） 3 データ活用に係る開発及び支援に関する事務 |

別表3 情報システム部情報処理各部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|----------------|--|
| システム開発 第1部門 | 1 KSKシステム及びe-Taxのうち、総務、税理士、人事、健康管理、査察、源泉所得税、非課税貯蓄限度額管理、少額投資非課税口座管理（NISA）、酒税及び間接諸税システムの開発・運用に関する事務 2 KSK2のうち、税理士、査察、源泉所得税、非課税貯蓄限度額管理、少額投資非課税口座管理（NISA）、酒税及び間接諸税システムの開発に関する事務 |
| システム開発 第2部門 | 1 KSKシステム及びe-Taxのうち、業務共通、業務管理情報、課税事績検索、納税者情報管理、共通番号管理、企画課及び資料調査システムの開発・運用に関する事務 2 KSK2のうち、資料調査システムの開発に関する事務 |
| システム開発 第3部門 | 1 KSKシステム及びe-Taxのうち、所得税、消費税、資産税及び審理室システムの開発・運用に関する事務 2 KSK2のうち、所得税、消費税、資産税及び審理室システムの開発に関する事務 |
| システム開発 第4部門 | 1 KSKシステム及びe-Taxのうち、法人税、消費税及び調査課システムの開発・運用に関する事務 2 免税販売管理及び適格請求書発行事業者公表システムの開発に関する事務 3 KSK2のうち、法人税及び消費税システムの開発に関する事務 |
| システム開発 第5部門 | 1 KSKシステム及びe-Taxのうち、債権管理及び徴収システムの開発・運用に関する事務 2 KSK2のうち、債権管理及び徴収システムの開発に関する事務 |

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|-------------------|---|
| システム開発 第 6 部 門 | ○ KSK2のうち、申告・申請書等の収受・入力、納税者情報管理、活用系など共通機能の開発に関する事務 |
| システム運用 第 1 部 門 | 1 KSKシステム、e-Tax、免税販売管理システム及び適格請求書発行事業者公表システム（業務システムを除く。）並びに国税庁局LAN・WANシステム及びOAセンターシステム（各國税局等に設置する機器に関する事務を除く。）に係る運用管理に関する事務 2 KSK2に係る運用管理に関する事務 |
| システム運用 第 2 部 門 | 1 KSKシステム、e-Tax、免税販売管理システム及び適格請求書発行事業者公表システム（業務システムを除く。）並びに国税庁局LAN・WANシステム及びOAセンターシステム（各國税局等に設置する機器に関する事務を除く。）に係るシステム運用機能（システム運用第1部門の所掌に属するものを除く。）、ネットワークの運用管理に関する事務 2 KSK2に係るネットワーク運用管理に関する事務 |

別表4 課税第二部の調査部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|--------------------|---|
| 調査第1部門 (間接諸税担当) | 1 局統括官等の省令第1条各号に掲げる事務（酒税を除く。） 2 前号に掲げる事務に係る不服申立てに関する事務 |
| 調査第2部門 (間接諸税担当) | ○ 局統括官等の省令第1条各号に掲げる事務（酒税を除く。） |
| 調査部門 (酒税担当) | 1 局統括官等の省令第1条各号に掲げる事務（酒税に限る。） 2 前号に掲げる事務に係る不服申立てに関する事務 |

別表5 特別整理各部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|-----------|--|
| 特別整理第1部門 | ○ 左に掲げる部門に分属し、徴収部長が別に定めるところにより、局長が引継ぎを受けた滞納処分の執行及び納税の猶予に関する事務をつかさどる。 |
| 特別整理第2部門 | |
| 特別整理第3部門 | |
| 特別整理第4部門 | |
| 特別整理第5部門 | |
| 特別整理第6部門 | |
| 特別整理第7部門 | |
| 特別整理第8部門 | |
| 特別整理第9部門 | |
| 特別整理第10部門 | |

別表6 調査第一部の調査部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|--------------------------------|---|
| 調査部門 | 調査监察部等の省令第1条1項第一号から第四号までに規定する法人のうち、調査第一部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの（ただし、調査第一部は、外国法人調査部門が所掌する法人に限る。）。 |
| 国際機動部門 国際調査第1部門 国際調査第2部門 | 調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部の統括国税調査官の所掌する事務のうち、次に掲げる事務 1 海外取引のうち局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの（移転価格取引を含む。以下「特定の海外取引」という。）に係るものを指導し、これに必要な調査又は検査を行うこと。 2 特定の海外取引に係るものとして、調査第一部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定の事項に関し、調査又は検査を行うこと。 3 上記1及び2に掲げる事務のほか、調査第一部長が特定の海外取引以外の調査又は検査を行う必要があると認めた特定の事項に関し、調査又は検査を行うこと。 |
| 外国法人調査第1部門 | 次に掲げる法人のうち、外国法人調査第2～3部門が所掌する法人を除く法人。 1 外国法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第四号に定める法人。） 2 外国法人以外の法人で、調査第一部長が一元的に管理及び調査する必要があると認めたもの。 |
| 外国法人調査第2部門 外国法人調査第3部門 | 次に掲げる法人のうち、調査第一部長が指定したもの。 1 外国法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第四号に定める法人。） 2 外国法人以外の法人で、調査第一部長が一元的に管理及び調査する必要があると認めたもの。 |

別表7 調査第二部の調査部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|----------------------------|--|
| 調査第1部門 調査第2部門 調査第3部門 | 調査监察部等の省令第1条第1項第一号から第四号までに規定する法人のうち調査第二部が所掌する法人で、調査第二部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの。 |
| 調査第4部門 | 1 次に掲げる業を営む法人のうち、調査第二部長が指定したものの。 (1) パルプ、紙、紙製品製造業 (2) ゴム製品製造業 |
| 調査第5部門 | |
| 調査第6部門 | |
| 調査第7部門 | |

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|---------|---|
| 調査第8部門 | (3) 窯業、土石製品製造業 |
| 調査第9部門 | (4) 鉄鋼業 |
| 調査第10部門 | (5) 非鉄金属製造業 |
| 調査第11部門 | (6) 金属製品製造業 |
| 調査第12部門 | (7) 輸送用機械器具製造業 |
| 調査第13部門 | (8) その他の製造業（プラスチック製品のうち、電線被覆・電気機械器具、機械器具・同部品を除く。） |
| 調査第14部門 | |
| 調査第15部門 | (9) 建築材料卸売業 |
| 調査第16部門 | (10) 機械器具卸売業のうち、自動車・同部品、輸送用機械器具 (11) 鉱物、金属材料卸売業のうち、鉄鋼、非鉄金属 (12) その他の卸売業のうち、紙、紙製品、家庭用金物、建築用金物、文房具、がん具、娯楽用品、貴金属製品、宝石、その他の卸売（化学製品を除く。） (13) 趣味・娯楽用品等小売業 (14) その他の小売業のうち、文房具、紙、中古品、農機具、自動車、自転車、土産物、その他の小売 |
| | (15) 総合建設業 (16) 職別建設業 (17) 鉄道業 (18) 道路旅客運送業 (19) 道路貨物運送業 (20) 水運業 (21) 倉庫業 (22) その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業のうち、航空運輸、運輸附帯サービス (23) 対個人サービス業のその他の対個人サービスのうち、レンタカー (24) 対事業所サービス業のうち、その他の対事業所サービス (25) その他のサービス業のうち、土木建築サービス、廃棄物処理 (26) 自動車修理業 (27) 旅館業 (28) 不動産業 |
| | 2 通算法人のうち、調査第二部長が指定したもの。 3 調査第二部長が上記2の通算法人と一体的に管理及び調査する必要があると認めたもの。 |

(注) 「所掌事務」欄の業種目は「業種分類整理番号表」の中分類項目による。

別表8 調査第三部の調査部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|---------|---|
| 調査第21部門 | 調査监察部等の省令第1条第1項第一号から第四号までに規定する法人のうち調査第三部が所掌する法人で、調査第三部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの。 |
| 調査第22部門 | |
| 調査第23部門 | |
| 調査第24部門 | 1 次に掲げる業を営む法人のうち、調査第三部長が指定したものの。 (1) 食料品製造業 (2) 化学工業（化学繊維を除く。） (3) 石油製品製造業 (4) 石炭製品製造業 (5) 飲食料品卸売業 (6) 医薬品、化粧品卸売業 (7) 鉱物、金属材料卸売業のうち、石炭、石油、鉱物 (8) 貿易業 (9) その他の卸売業のうち、再生資源、薪炭類、肥料、その他 の卸売のうち、化学製品 (10) 飲食料品小売業 (11) 医薬品、化粧品小売業 (12) その他の小売業のうち、燃料 (13) 電気供給業 (14) ガス・熱供給業 (15) その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業のうち、水道 (16) 対事業所サービス業のうち、物品貸貸 (17) その他のサービス業のうち、医療保険、医療関連サービス、 その他のサービスのうち、各種コンサルタント (18) 料理・飲食店業 (19) 農林業 (20) 漁業・水産養殖業 (21) 金属鉱業 (22) 石炭鉱業 (23) 原油・天然ガス鉱業 (24) 非金属鉱業 (25) 銀行・信託業 (26) その他の金融業 (27) 証券、商品取引業 (28) 保険・保険サービス業 |
| 調査第25部門 | 2 通算法人のうち、調査第三部長が指定したもの。 |
| 調査第26部門 | 3 調査第三部長が上記2の通算法人と一体的に管理及び調査する必要があると認めたもの。 |
| 調査第27部門 | |
| 調査第28部門 | |
| 調査第29部門 | |
| 調査第30部門 | |
| 調査第31部門 | |
| 調査第32部門 | |
| 調査第33部門 | |
| 調査第34部門 | |
| 調査第35部門 | |
| 調査第36部門 | |

(注) 「所掌事務」欄の業種目は「業種分類整理番号表」の中分類項目による。

別表9 調査第四部の調査部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|---------|---|
| 調査第41部門 | 調査监察部等の省令第1条第1項第一号から第四号までに規定する法人のうち調査第四部が所掌する法人で、調査第四部長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの。 |
| 調査第42部門 | |
| 調査第43部門 | |
| 調査第44部門 | 1 次に掲げる業を営む法人のうち、調査第四部長が指定したもの。 (1) 製糸、紡績、ねん糸業 (2) 織物業 (3) ニット製造業 (4) 染色整理業 (5) その他の繊維工業 (6) 衣服、その他の繊維製品製造業 |
| 調査第45部門 | (7) 木材、木製品製造業 |
| 調査第46部門 | (8) 家具、装備品製造業 |
| 調査第47部門 | (9) 新聞、出版、印刷業 |
| 調査第48部門 | (10) 化学工業のうち、化学繊維 |
| 調査第49部門 | (11) 皮革・同製品製造業 (12) 機械製造業 (13) 産業用電気機械器具製造業 (14) 民生用電気機械器具電球製造業 (15) 通信機械器具製造業 (16) 理化学機械器具等製造業 (17) 光学機械器具等製造業 (18) 時計・同部品製造業 (19) その他の製造業のプラスチック製品のうち、電線被覆・電気機械器具、機械器具・同部品 |
| 調査第50部門 | (20) 繊維品卸売業 (21) 家具、建具、じゅう器卸売業 (22) 機械器具卸売業のうち、一般機械器具、精密機械器具、電気・通信機械器具 (23) 繊維小売業 (24) 衣服・身の回り品小売業 (25) 家具、建具、じゅう器小売業 (26) 百貨店 (27) その他の小売業のうち、書籍、雑誌、写真機、写真材料、時計眼鏡 (28) 放送・電信・電話業 (29) 対個人サービス業（その他の対個人サービスのうち、レンタカーを除く。） (30) 対事業所サービス業のうち、広告、情報サービス、興信所 (31) 映画業 (32) 娯楽業 |
| 調査第51部門 | |
| 調査第52部門 | |
| 調査第53部門 | |
| 調査第54部門 | |
| 調査第55部門 | |
| 調査第56部門 | |

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|--------|--|
| | <p>(33) その他のサービス業のその他のサービスのうち、デザイン、各種教室・塾</p> <p>(34) その他の修理業</p> <p>(35) その他の産業</p> <p>2 通算法人のうち、調査第四部長が指定したもの。</p> <p>3 調査第四部長が上記2の通算法人と一体的に管理及び調査する必要があると認めたもの。</p> |

(注) 「所掌事務」欄の業種目は「業種分類整理番号表」の中分類項目による。

別表 10 査察部の各部門の名称及び所掌事務

| 各部門の名称 | 所掌事務 |
|----------------------|------|
| 査察第 1 部門、査察第 2 1 部門 | |
| 査察第 2 部門、査察第 2 2 部門 | |
| 査察第 3 部門、査察第 2 3 部門 | |
| 査察第 4 部門、査察第 2 4 部門 | |
| 査察第 5 部門、査察第 2 5 部門 | |
| 査察第 6 部門、査察第 2 6 部門 | |
| 査察第 7 部門、査察第 2 7 部門 | |
| 査察第 8 部門、査察第 2 8 部門 | |
| 査察第 9 部門、査察第 2 9 部門 | |
| 査察第 10 部門、査察第 3 0 部門 | |
| 査察第 11 部門、査察第 3 1 部門 | |
| 査察第 12 部門、査察第 3 2 部門 | |
| 査察第 13 部門、査察第 3 3 部門 | |
| 査察第 14 部門、査察第 3 4 部門 | |
| 査察第 15 部門、査察第 3 5 部門 | |
| 査察第 16 部門、査察第 3 6 部門 | |
| 査察第 3 7 部門 | |